



施設の 存在時	外壁の色：緑系 マンセル値 5G8/5	
	外壁の色：緑系 マンセル値 5G8/3	

図 6-15-8(5) 建物の色彩の違いによる比較（甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園/落葉期/煙突：南東端 59m）



施設の 存在時	外壁の色：緑系 マンセル値 5G5/5	
施設の 存在時	外壁の色：緑系 マンセル値 5G5/3	

図 6-15-8(6) 建物の色彩の違いによる比較（甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園/落葉期/煙突：南東端 59m）

施設の 存在時	外壁の色：白	
	外壁の色：白 西日	

図 6-15-9(1) 壁面の反射による見え方の違い（甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園/落葉期/煙突：南東端 59m）

施設の 存在時	外壁の色：ベージュ系 マンセル値 5YR8/5	
施設の 存在時	外壁の色：ベージュ系 マンセル値 5YR8/3	

図 6-15-9 (2) 壁面の反射による見え方の違い (甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園/落葉期/煙突：南東端 59m)

施設の 存在時	外壁の色：ベージュ系 マンセル値 5YR5/5	
施設の 存在時	外壁の色：ベージュ系 マンセル値 5YR5/3	

図 6-15-9(3) 壁面の反射による見え方の違い（甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園/落葉期/煙突：南東端 59m）

施設の 存在時	外壁の色：青系 マンセル値 5B8/5	
	外壁の色：青系 マンセル値 5B8/3	

図 6-15-9(4) 壁面の反射による見え方の違い（甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園/落葉期/煙突：南東端 59m）

施設の 存在時	外壁の色：青系 マンセル値 5B5/5		 A landscape photograph showing a valley with a small town and mountains in the background. A blue square is overlaid on a hillside in the middle ground. The foreground has some dry vegetation and utility poles.	
施設の 存在時	外壁の色：青系 マンセル値 5B5/3		 A landscape photograph showing a valley with a small town and mountains in the background. A blue square is overlaid on a hillside in the middle ground. The foreground has some dry vegetation and utility poles.	

図 6-15-9 (5) 壁面の反射による見え方の違い (甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園/落葉期/煙突：南東端 59m)

施設の 存在時	外壁の色：緑系 マンセル値 5G8/5	
	外壁の色：緑系 マンセル値 5G8/3	

図 6-15-9 (6) 壁面の反射による見え方の違い (甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園/落葉期/煙突：南東端 59m)

施設の 存在時	外壁の色：緑系 マンセル値 5G5/5			
施設の 存在時	外壁の色：緑系 マンセル値 5G5/3			

図 6-15-9(7) 壁面の反射による見え方の違い（甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園/落葉期/煙突：南東端 59m）

	段差なし	
施設の存在時	段差あり	

図 6-15-10(1) 建物の形状の違いによる比較（寺尾地区/落葉期/煙突：南東端 59m）

施設の 存在時	段差なし	
	段差あり	

図 6-15-10(2) 建物の形状の違いによる比較 (甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園/落葉期/煙突：南東端 59m)

施設の 存在時	分割なし	
	分割あり (長壁分割) 高 2×横 2 (短壁分割) 高 2×横 2 写真中のリサイクル施設の大きさは、高さ 26m、長壁横 100m、短壁横 75m	

図 6-15-10(3) 建物壁の分割による比較 (寺尾地区/落葉期/煙突：南東端 59m)

施設の 存在時	<p>分割あり</p> <p>(長壁分割) 高 4×横 4</p> <p>(短壁分割) 高 4×横 2</p> <p>写真中のリサイクル施設の大きさは、高さ 26m、長壁横 100m、短壁横 75m</p>	
施設の 存在時	<p>分割あり</p> <p>(長壁分割) 高 4×横 8</p> <p>(短壁分割) 高 4×横 4</p> <p>写真中のリサイクル施設の大きさは、高さ 26m、長壁横 100m、短壁横 75m</p>	

図 6-15-10(4) 建物壁の分割による比較 (寺尾地区/落葉期/煙突：南東端 59m)

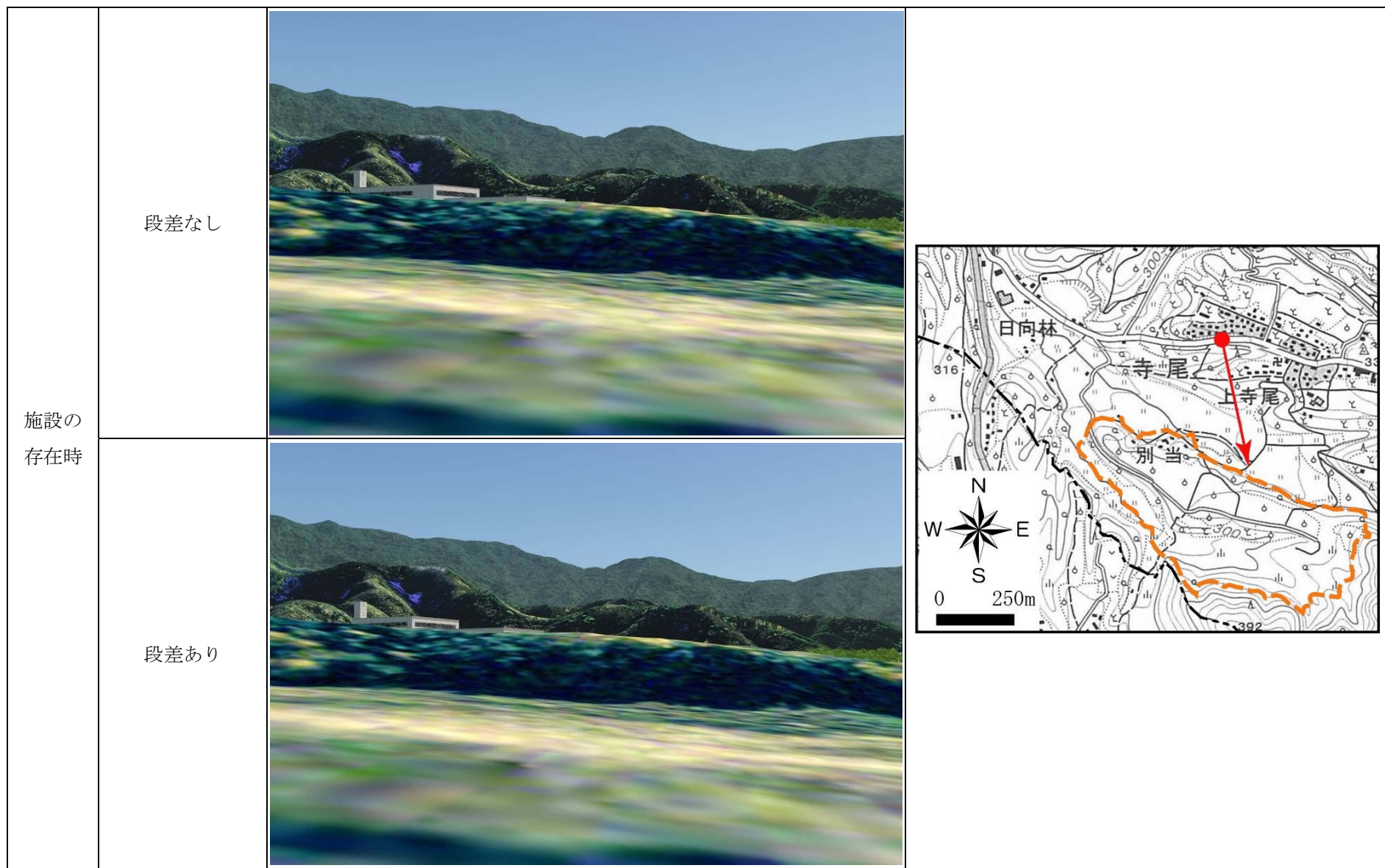


図 6-15-11(1) 3DCGを用いた建物の形状の違いによる比較 (寺尾地区～甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園の中間地点/煙突：南東端 59m)

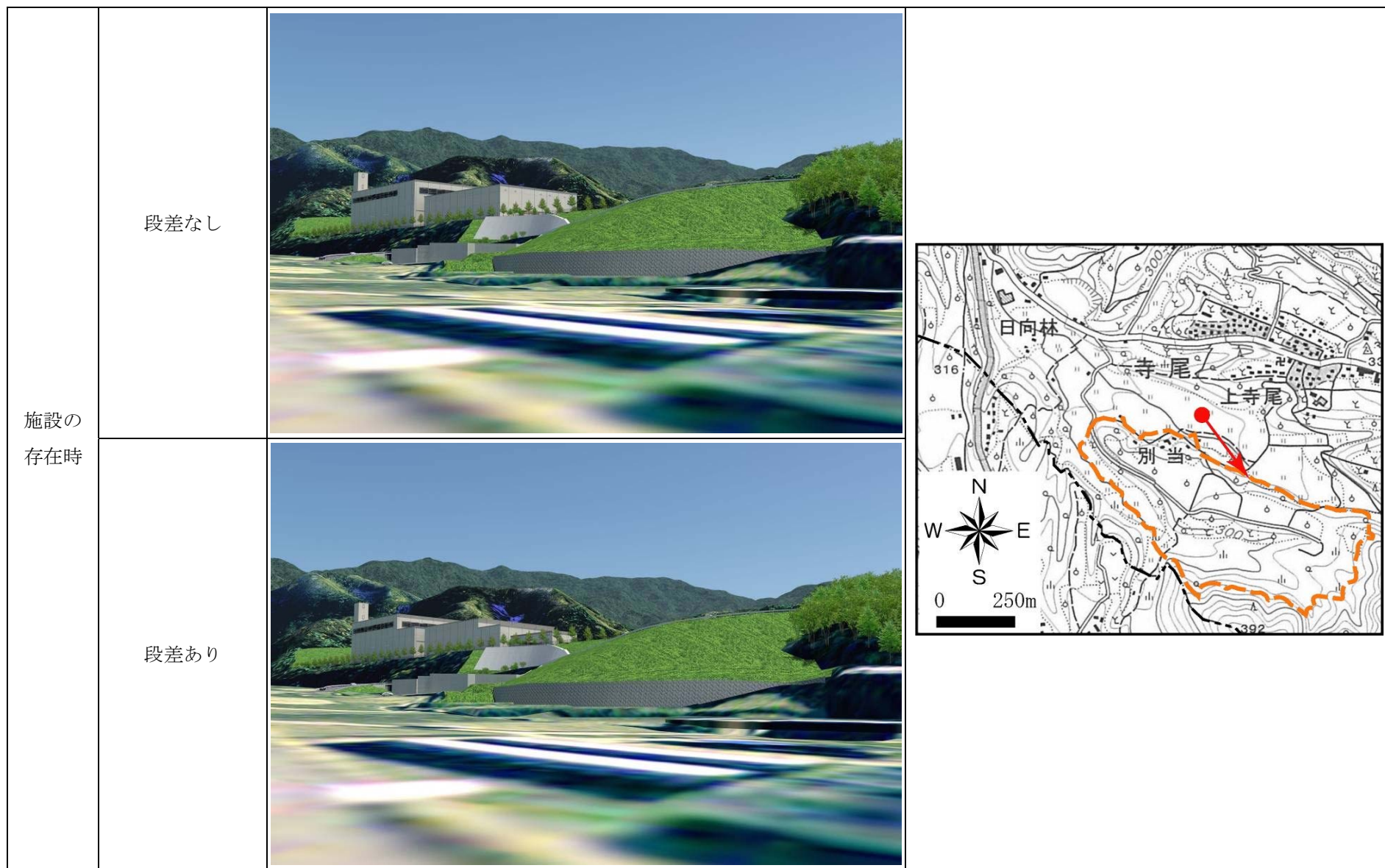


図 6-15-11(2) 3DCGを用いた建物の形状の違いによる比較（寺尾地区～甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園の中間地点/煙突：南東端 59m）

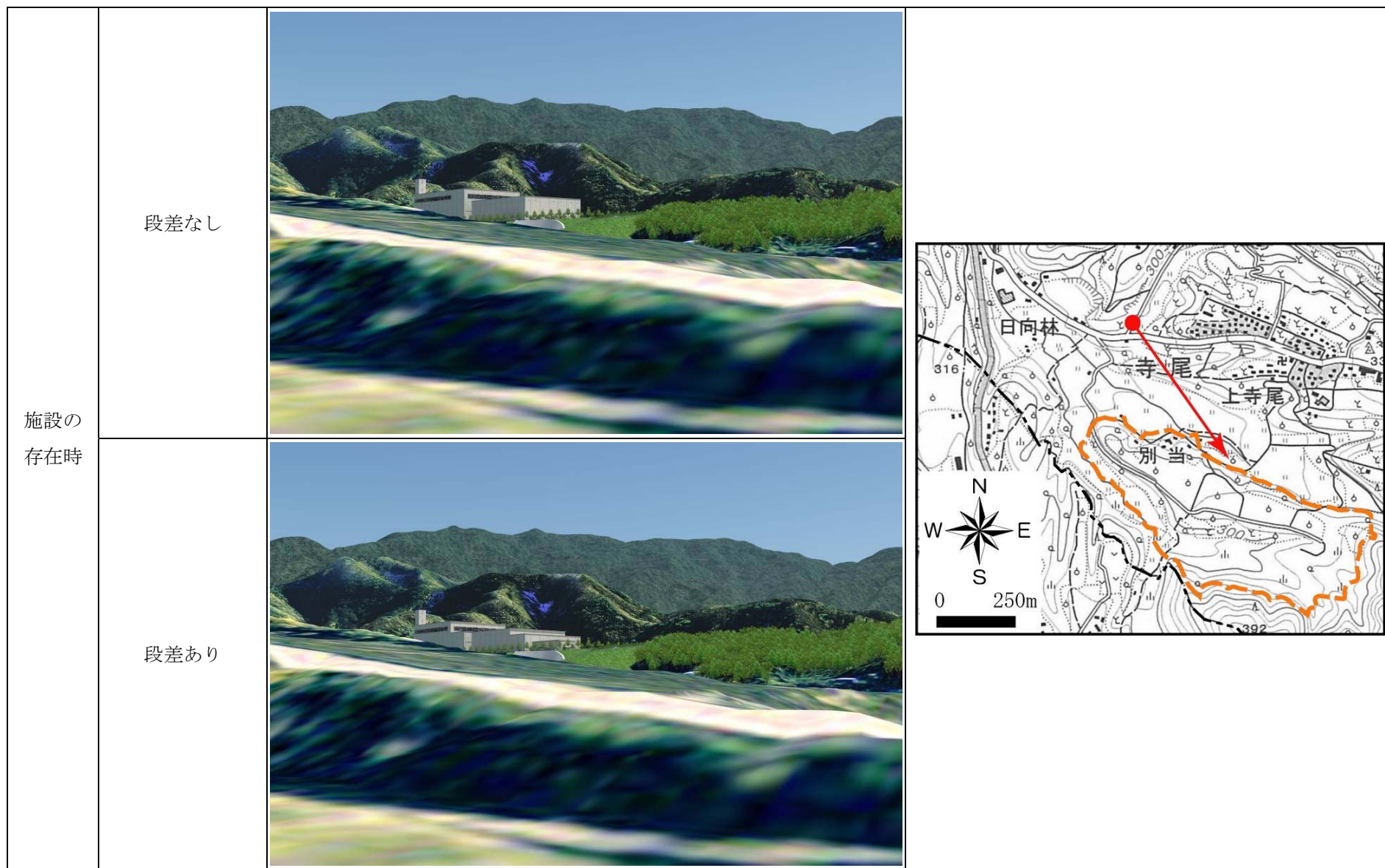


図 6-15-11(3) 3DCGを用いた建物の形状の違いによる比較（寺尾地区～甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園の中間地点/煙突：南東端 59m）

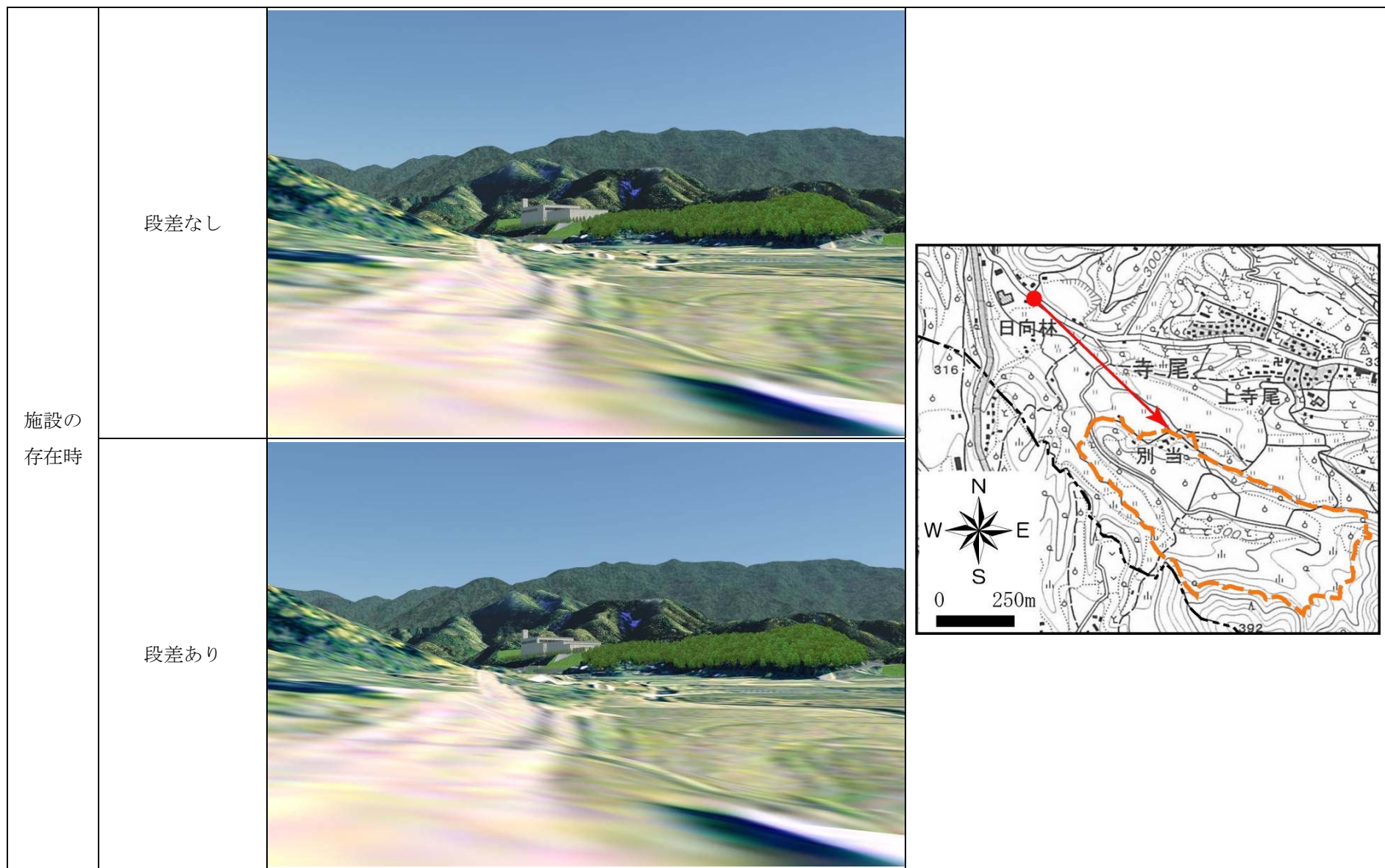


図 6-15-11(4) 3DCGを用いた建物の形状の違いによる比較（寺尾地区～甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園の中間地点/煙突：南東端 59m）

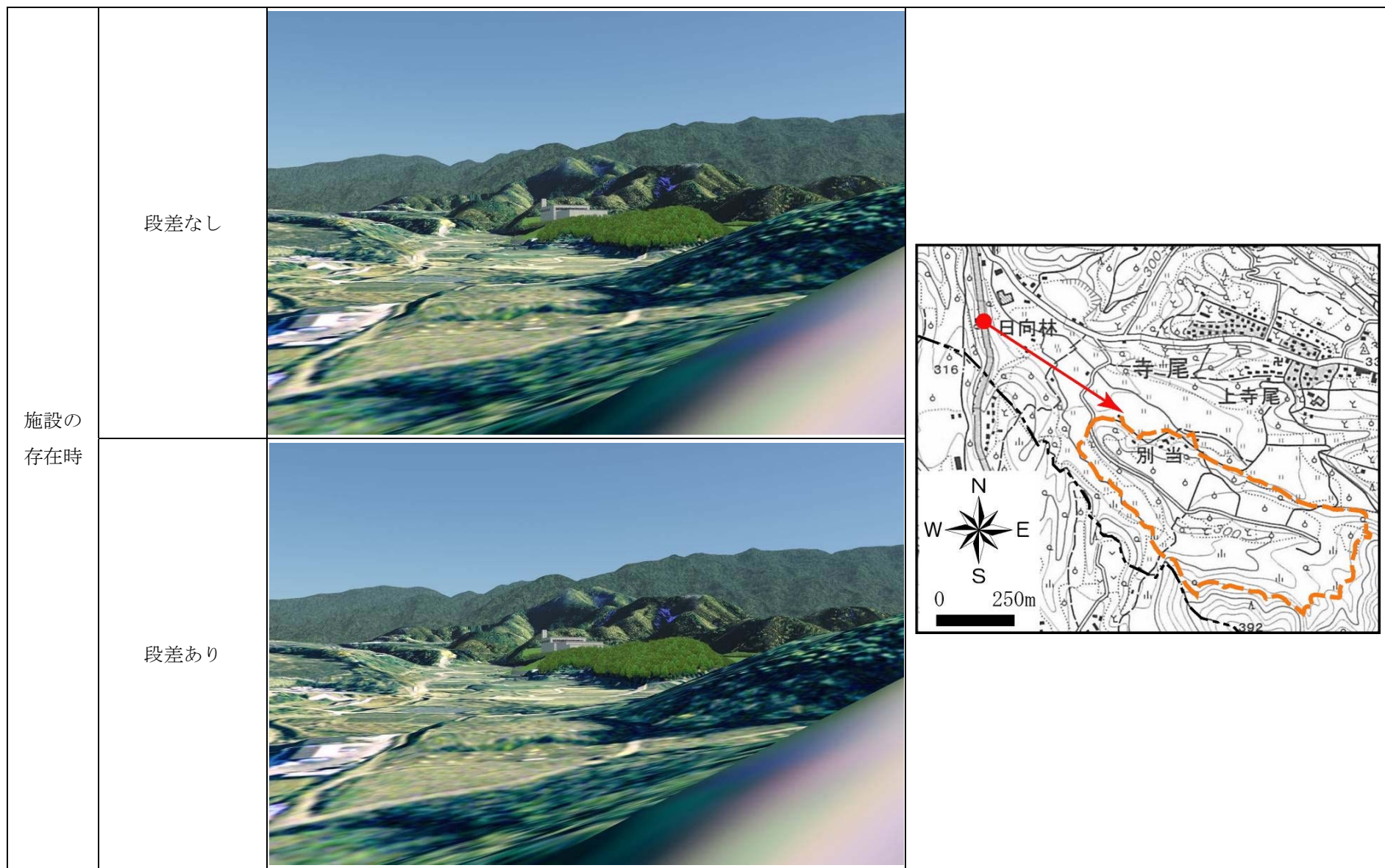


図 6-15-11(5) 3DCGを用いた建物の形状の違いによる比較 (寺尾地区～甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園の中間地点/煙突：南東端 59m)

また、ごみ処理施設における煙突からは、水蒸気に起因する白煙の発生が考えられる。

煙突からの白煙発生は、排ガス中に含まれる水蒸気が過飽和状態となる条件で発生する。

「6.1 大気汚染 6.1.3 予測評価の結果 4) 施設の稼働による二酸化窒素等の影響」における排ガス条件を用いて算出した排ガスの絶対湿度は、表 6-15-11 に示すとおり 73.9g/m³である。

煙突から排出直後の排ガスの挙動は気象状況によってことなり特定できないことから、仮に甲府地方気象台の平年値 14.3℃に温度低下するまでに、排ガス中の水蒸気を含む気塊が周辺大気と混合し 5 倍の体積となるという関係を設定したとき、白煙が発生する気温は 18.6℃以下となり、冬季においては、ほぼ白煙が発生している状況となる。

なお、水蒸気に起因する白煙が発生することは、対象事業実施区域の周辺住民に対し事前に周知を行っている。

表 6-15-11 排ガス中の絶対湿度

項目		単位	温度
乾き排ガス量	32,000	Nm ³	0℃
湿り排ガス量	38,000	Nm ³	0℃
水蒸気量	3,493	Nm ³	0℃
水分量	4,821	kg	—
実排ガス量	65,282	m ³	196℃
絶対湿度	73.9	g/m ³	196℃

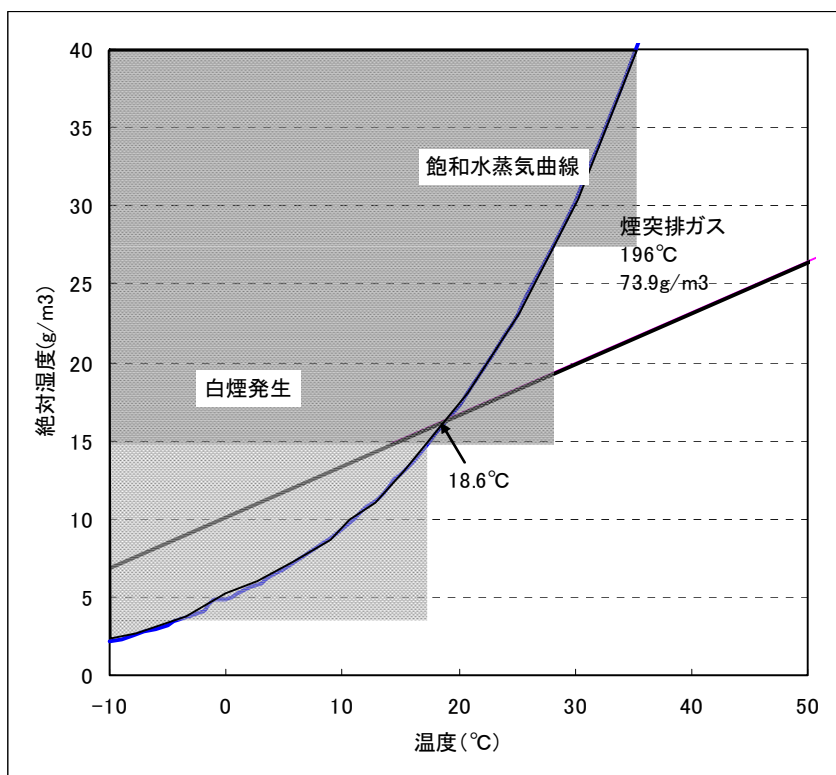


図 6-15-12 白煙の発生条件のイメージ

(6) 環境保全措置の内容と経緯

① 環境配慮事項

事業の計画策定にあたって、あらかじめ環境に配慮することとした事項を表 6-15-12 に示す。

表 6-15-12 環境配慮事項

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	効果	効果の種類		
			回避	最小化	代償
残置林の確保	対象事業実施区域内において現況の斜面林等を活かした残置林を確保し、周辺からの眺望の変化を最小化する。	緑地による景観変化の緩和		○	
緑化の実施	のり面や建物周辺を植栽することで景観の変化を抑制し、周辺の里山景観との調和を図る。 ^{注1)}	緑地による景観変化の緩和		○	
建物等の色彩及び形状の配慮	煙突、建物は周辺の里山景観との調和に配慮した色調とする。また、建物の形状の変化や壁の分割等により周辺景観との調和を図る。	周囲との調和		○	
維持管理上の配慮	残置林やのり面が良好な状態を保つことができるよう適正な管理を行う。	緑地による景観変化の緩和		○	

注1) 植栽種については、地域景観への影響が一年を通して軽減できるよう、周辺景観及び野生生物の生息環境を考慮した植栽種の選定を行うこととし、「6.14 生態系 表 6-14-13 環境保全対策の方針(p. 6. 593)」の内容に準ずることとする。

② 環境保全措置

景観影響の要因となるごみ処理施設の煙突について、その位置及び高さの変更によって環境影響を低減させることが環境保全措置となる。ただし、現時点では煙突位置及び高さについては複数案として検討中である。

(7) 評価方法

① 環境への影響の回避または最小化に係る評価

(ア) 環境影響の低減の度合いの評価

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに予測の条件とした環境配慮事項の内容を踏まえ、景観に及ぶおそれがある影響が、回避または最小化されているかを明確にすることとした。

また、以下の複数案の比較検討により施設の存在による景観への影響の低減度合いを明確にすることとした。

(イ) 煙突位置の複数案

煙突位置については北東端、南東端の二つの場合について、環境影響の低減の程度を比較する。

(ウ) 煙突高さの複数案

煙突高さについては、59m、80m、100mの三つの場合について、環境影響の低減の程度を比較する。

② 環境保全に係る基準または目標との整合性に係る評価

「景観法」や「山梨県景観条例」等の関係法令、「美しい県土づくりガイドライン」等の景観に係る指針と、予測結果との整合が図れているかについて評価した。

(8) 評価結果

① 環境への影響の回避または最小化に係る評価

事業の実施にあたっては、「(6) 環境保全措置の内容と経緯」に示した環境配慮事項を行うことで風景の変化の割合は比較的少なく、周辺の里山景観との調和も図られる。また、ごみ処理施設に係る施設配置に際して煙突位置を南東端に低く配置することで景観へ及ぼす影響は最小化されると評価する。

(ア)環境影響の低減の度合いの評価

環境配慮事項に示す建物等の色彩の配慮として、現在想定している色調とした場合、ベージュ系については、設定範囲における色彩で、青系、緑系については、明度、彩度を低くすることで周辺里山景観との調和が図られるものとする。

また、施設の形状についても、検討を行っている直方体に対し、形状の一部を変化（段を付ける等）させることや壁面の分割により周辺環境（地形も含む）と調和が図られるものとする。

なお、煙突、建物の色彩や建物の形状等については、現時点で未確定であることから、施設計画にあたっては、本検討結果に留意して行うものとする。

(イ)煙突位置の複数案

景観については、北東側に配置した場合、対象事業実施区域北側の寺尾地区に近くなり煙突が視認される大きさが大きくなる。また、対象事業実施区域北西側のスポーツ広場からの眺望では煙突高が80m以下の場合に南東側では視認できないが、北東側では煙突高によらず視認できる。

(ウ)煙突高の複数案

景観については、煙突高さが高くなるとスポーツ広場からの景観では遠方の山の稜線付近に煙突の頂点が位置するように見えるなど、各地点からの眺望の変化が大きい結果であった。

なお、煙突高さを59m以下とすることで、航空法に基づく昼間障害標識¹や航空障害灯²の設置検討が不要であり、より周辺景観との調和が図られるものとする。

(エ)煙突の複数案の影響の比較

煙突の複数案については、南東端に配置し、煙突高を59mにした場合、景観へ及ぼす影響が最も低減される。

② 環境保全に係る基準または目標との整合性に係る評価

「景観法」や「山梨県景観条例」では、事業活動の実施に当たり、景観形成のために必要な措置を講ずるとともに、国や県及び市町村が実施する景観形成に関する施策に協力することを事業者の責務として定めている。

また、「美しい県土づくりガイドライン」では、公共建築物について配慮すべき事項のうち、形態及び色彩については、以下の様に示されている。

「周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とする。」

¹ 昼間障害標識：高さ60メートル以上の煙突・鉄塔・骨組構造などの構造物や、制限表面に近接し航空機の航行の安全に影響を及ぼすと思われる物件などに設置される赤、または黄赤と白に塗り分けられた塗装あるいは旗や標示物である。

² 航空障害等：高さ60メートル以上の建築物などに設置される赤色あるいは白色の電灯である。

「建築物の印象を大きく決定づける屋根の形態は、特に周辺の景観との調和に配慮する」
「落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和を図る。」
「屋外に設ける設備、工作物等の色彩は、建築物の本体及び周辺景観との調和を図る。」

本事業においては、上記の環境保全措置を講ずる計画としており、「景観法」や「山梨県景観条例」等の関係法令に則り、景観形成のための必要な措置を講ずることとして、建物等の形態及び色彩については、周辺の里山景観と調和するものとする。

「美しい県土づくりガイドライン」については、ガイドラインに示される形態及び色彩の配慮事項に対応した建築物の外観とすることと整合している。以上のことから、環境保全に係る基準または目標と整合している。「美しい県土づくりガイドライン」の該当部分については、資料編に示す。